

船舶職員及び小型船舶操縦者法

1. 案内情報

- ① 手続名 : 海技免状の滅失の届け出
- ② 手続根拠 : 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第 12 条第 4 項
- ③ 手続対象者 : 海技従事者及び同居の家族
- ④ 提出時期 : 返すべき海技免状が滅失しているとき
- ⑤ 提出方法 : 地方運輸局又は運輸支局に提出して下さい。
- ⑥ 手数料 :
- ⑦ 添付書類 : 事実を証明するに足りる書面
- ⑧ 申請様式 :
- ⑨ 記載要項・記載 : 提出先にお問い合わせください。

2. 窓口情報

- ① 提出先 : 北海道運輸局船員労働環境・海技資格課 0134-27-7189
- 東北運輸局船員労働環境・海技資格課 022-791-7524
- 北陸信越運輸局船員労働環境・海技資格課 025-244-6128
- 関東運輸局船員労働環境・海技資格課 045-211-7232
- 中部運輸局船員労働環境・海技資格課 052-952-8027
- 近畿運輸局船員労働環境・海技資格課 06-6949-6434
- 神戸運輸監理部船員労働環境・海技資格課 078-321-7053
- 中国運輸局船員労働環境・海技資格課 082-228-8794
- 四国運輸局船員労働環境・海技資格課 087-825-1190
- 九州運輸局海技資格課 092-472-3176
- 沖縄総合事務局船舶船員課 098-862-1454

3. 手続情報

- ① 審査基準 : 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第 12 条第 4 項
- ② 標準処理時間 : 1 日
- ③ 不服申立方法 : 行政不服審査法の規定による